

様似町家庭学習支援事業 「オンライン公設塾」のご案内

町では、令和5年度から新たに児童生徒を対象として、オンラインを活用した家庭学習支援の取り組みを始めます。民間学習塾と提携し、学習教材や授業動画の提供、学習状況や進路に関する相談等を行うものです。

事業の概要は次のとおりです。

利用の対象者は

- 町内の小学校5・6年生と中学校1～3年生のうちの希望者です。
- 定員等は特にありません。

学習する教科は

- 全学年共通で、『国語』と『算数・数学』の2教科です。



学習の仕方は

- 塾講師による授業を収録した動画が多数用意されていて、テキストとともに、パソコンやタブレット等から授業動画を見ながら学習を進めます。
- 教科書の学習内容に準拠しているので、学校の授業の予習・復習をすることができ、わからなかったところは繰り返し見直すこともできます。



質問等への対応は

- 利用者一人ひとりに担当の塾講師を決めて、メッセージ機能またはテレビ会議の仕組みを使ったりリモート面談により対応します。
- 塾講師は、質問等への対応、課題の出題・添削、受講状況の管理などを行います。

利用場所・時間は

- ネット環境のある場所なら、どこからでも利用できます。
- 授業動画の視聴には時間の制限はなく、24時間利用可能です。
- 塾講師とのリモート面談は、日曜・祝日を除き、事前に時間調整のうえ実施します。

利用にかかる費用は

- 利用は無料です。受講料やテキスト代は町が負担します。
- 家庭でのネット環境とパソコンなど端末の用意は、保護者が行ってください。

必要な端末は

- 授業動画を見たり、リモート面談に使用するため、インターネットに接続したパソコンやタブレット等が必要です。
- 学校で使用しているパソコン(GIGA 端末)を自宅に持ち帰っている時は、それを利用して差し支えありません。
- 授業動画の文字を見る際に、画面サイズの大きさがある程度必要のため、タブレット以上の使用が推奨されます。



〈裏面に続く〉

利用までの流れ



- 利用を希望する児童生徒の保護者は、「利用申請書」に必要事項を記入のうえ、教育委員会へ提出してください。
- 教育委員会では申請内容を確認のうえ、問題がなければ利用を承認し、保護者へ通知します。
- 教育委員会が利用者として承認した児童生徒の情報は、提携事業者(民間学習塾)へ事業実施に必要な範囲で共有します。
- 教育委員会から利用者に対し、テキスト等の教材とともにシステム利用のためのID・パスワード等の情報を交付します。
- 提携事業者から利用者に対し、利用の仕方等についての説明を行います。
- 利用者は、端末からインターネット経由でシステムにログインし、学習を始めます。

提携事業者

- 町は、教材の提供や学習指導等の実施について、次の事業者と提携して事業を行います。

練成会グループ キョウリョク株式会社 オンライン指導本部

〒060-0808 札幌市北区北8条西5丁目
練成会グループ本部ビル6F

TEL 0120-975-545

留意事項

- 利用が承認された場合の期間は、最長で年度末までとなります。更新を希望する場合は、再度申請が必要です。
- 利用開始後に事情により利用を中止しようとする場合は、教育委員会へ届出が必要です。
- 利用者又はその保護者の行為により、事業の適正な実施に支障が生じると教育委員会が判断したときは、利用の承認を取り消す場合があります。

問い合わせ先

〒058-8501 様似町大通1丁目21番地

様似町教育委員会 生涯学習課学校教育係

TEL 0146-36-2521 FAX 0146-36-4210

